

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ① 第三者評価機関名

公益社団法人 福岡県社会福祉士会

### ② 評価調査者研修修了番号

SK2019021、07-029

### ③ 施設の情報

名称：報恩母の家	種別：児童養護施設	
代表者氏名：花田 悦子	定員（利用人数）：68名+12名（地域小規模）	
所在地：福岡県遠賀郡岡垣町海老津3丁目8番1号		
TEL：093-282-0001	ホームページ <a href="https://www.nihonsyouisya.sakura.ne.jp/">https://www.nihonsyouisya.sakura.ne.jp/</a>	
【施設の概要】		
開設年月日：大正12年1月8日（児童養護施設として昭和23年12月1日認可）		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 日本傷痍者更生会		
職員数	常勤職員：39名	非常勤職員：20名
有資格 職員数	（資格の名称）：	
	社会福祉士	5名
	社会福祉主事	12名
	教員免許	11名
	保育士	7名
	看護師	1名
	栄養管理士	1名
	栄養士	1名
	調理師	3名
	医師（嘱託）	2名
心理士	7名	
施設・設備 の概要	（居室数）：本体6室〈11ユニット〉 地域小規模2ユニット	（設備等）：

### ④ 理念・基本方針

理念	1. 利用者が明日に希望が持てるサービスを目指します。 2. 多様なサービスを提供することで地域の方に頼られる法人を目指します。 3. 職員がやり甲斐・働き甲斐が持てる職場作りを目指します。
基本方針	1. 児童の権利を尊重する。

<p>2. 「愛情」「受容」を養育の基本方針として、和やかな生活の場を提供する。</p> <p>3. 児童の心身の健やかな発達を図り、児童の自主性を尊重し、調和のとれた個性豊かな発達能力の開発を目指す。</p> <p>4. 善悪の判断を身につけ、他人に迷惑をかけない人に育てる。</p>
---

⑤施設の特徴的な取組

<p>○ホームページの見直しとホームページを通しての人材確保</p> <p>○園内研修の公開実施</p> <p>○岡垣町民への施設の取り組みをアピールし、虐待防止の啓発</p> <p>○一時保護・ショートステイの積極的な受け入れとそれに伴う地域の子育て家族支援</p>
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年10月11日（契約日）～ 令和2年4月16日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>1. 子どもへの支援態勢の充実について</p> <p>(1) 子どもの社会的自立に関し、施設で完結できない課題については、他機関・団体と十分な連携を図り、解決に向けた取り組みが行われています。また、将来当該社会資源の活用が見込まれる場合には、社会資源の活用を進めやすいように事前に他機関・団体と子どもとの関係づくりの支援に努められています。</p> <p>(2) 福岡・筑豊地区自立体験セミナー合同研修会でのつながりや、NPO 法人との連携、自法人の自立援助ホームの機能を活かして、多様な支援態勢を整え、支援を必要とする子どもへの最適なマッチングを志向しながら、社会的自立につながられています。</p> <p>(3) 子どもの権利擁護の視点で、職員と子ども間、子ども同士での暴力禁止の取組として暴力防止委員会を設置し、「いかなる場合にも暴力はしてはならない」ことを明確にし、毎月委員会を開催されています。また、原則としてユニット担当以外の職員が月に1回子どもに聴き取り調査が行われています。その結果を毎回暴力防止委員会に提出し、対応について協議が行われています。</p> <p>(4) 職員は日頃から子どもが相談や意見を述べやすいように配慮し、個別面談等で子どもたちの意向の把握に努めるとともに、数カ月ごとに男子部、女子部で児童会を開催し、子どもの意見・要望をまとめ、対応が図られています。また、子どもの生活リズムに配慮しながら、生活の質を高めるためにみんなで守るルール（ボトムライン）を決めて、お互いを尊重し合おうとの姿勢を示しています。</p> <p>(5) 子どもたちの意向に沿って、さまざまな経験を重ねることができるような体験型のメニュー（海外ホームステイや施設外の子ども同士との意見交換会など）の紹介・参加支援が行われています。</p>
---

- (6) 子どもは自分自身で年度初めに1年間の目標を設定して職員に提出。職員は子どもと話し合いをもち意向を確認して、子どもの目標が達成できるようにフォローされています。また、職員はそれにもとづきアセスメントの内容と照らし合わせて、自立支援計画に反映されています。
- (7) 地域のボランティア資源の活用を図り、子どもの興味や関心に応じて絵本・紙芝居の読み聞かせ、折り紙・切り絵遊び、リズム遊び、三味線、ピアノ、健康教室等の多様な体験とともに社会性を身につけることができるように配慮されています。

## 2. 食文化について

- (1) 子どもの食事に関しては、「食は命の源・家族の絆」をモットーに、長年にわたり施設としての食文化の確立に取り組まれています。
- (2) 食生活では、栄養面の配慮、変化とバラエティに富んだ食事の工夫、食生活に品性と潤いを与える工夫、食生活の基礎的知識を身につけることに力が注がれています。
- (3) ユニット制移行に伴い、集中調理の利点を生かしながらも、各ユニットで家庭に近い食環境を年齢に応じて体験できるように、休日や誕生日、お祭り、入学卒業の記念の日などの行事食については、職員と子どもとで調理担当職員の支援のもと、献立の考案から調理までが行われています。
- (4) 献立表は毎月厨房で作成していますが、ユニットの変更希望には柔軟に対応されています。また、子どものリクエストにもできるだけこたえるようにしており、リクエスト食やその提案者が紹介されています。
- (5) 給食室の環境については、作業開示前、作業途中、作業終了後ごとに、室内温・湿度、冷蔵・冷凍状況、下処理・調理と段階を追って確認・記録が行われています。また、調理員の体調、衛生状況、現状等をチェック表を用いて細かな確認を行い、記録に残し、申し送りの徹底が図られています。

## 3. 地域交流の強化について

- (1) 子どもができるだけ社会経験を積むために、地域の子どもたちとの「ふれあいキャンプ」や地域の子ども育成会活動、町民が一体となって取り組む海岸清掃活動、消防団活動等に職員やボランティアと一緒に参加されています。また、施設本体および2カ所の小規模養護施設とも町内会に加入し、職員と一緒に地域活動や高齢者宅の廃品回収等のボランティア活動に参加し、地域住民との交流を深められています。
- (2) 法人等のイベントを通して広く地域との交流を重ね、イベントの開催の折には相談ブース等を設けるなど、地域の福祉ニーズの把握に努められています。
- (3) 町主催の地域の子どもたちを対象とした「ふれあいキャンプ」に施設から子どもと職員が参加し、職員がキャンプの計画立案、実施にかかわり、地域の子どもたちへの指導や子育て相談等にも応じられています。
- (4) 施設内に職員と子どもとによる「児童自衛消防隊」を組織し、施設内の消防設

備の点検や自治会、消防団との合同訓練に職員と一緒に参加されています。また、職員による地域の小中学生の登下校時の見守り活動が行われています。

#### ◇改善を求められる点

##### 1. 規定や計画、記録等の整備について

- (1) 自己評価や第三者評価の評価結果の課題について、改善に向けた取組が行われていますが、記録に不明確なところが見受けられます。また、改善策に対応している間に、想定しているより日常の変化が急激な場合があり、計画の見直しを行う前に新たな対応を求められることについては、柔軟な対応が可能となるような仕組みを設けるなど、取組への工夫を望みます。
- (2) 理念、基本方針、運営方針の用語の用い方がばらばらで統一性がないため、全体的な見直しを行い所要の対応が求められます。
- (3) 標準的な実施方法は、養育マニュアルに沿って対応していますが、マニュアルに考え方や方向性が前段として示されているため、手順や具体的対応の部分が分かりづらくなっています。どの職員もが一定水準のもとに理解し対応できるような工夫が求められます。
- (4) 法人の個人情報管理規程に個人情報の廃棄の規定を設けていますが、情報の廃棄方法やその確認の定めが明確ではありません。また、報恩母の家個人情報保護方針に個人情報の開示、訂正、利用停止、消去の規定を設けていますが、具体的な開示の手続きの定めがありません。個人情報を含め、情報の廃棄の確認方法などの廃棄の確実性を確保する規定の整備、態勢の構築および個人情報の開示に関する手続きのルール化が求められます。また、ホームページ、要覧、入所のしおり等に子どもや保護者等に対する個人情報について説明した内容が見当たりません。個人情報保護や情報の開示に関し、子どもや保護者等の信頼を得るため個人情報保護に関する周知が求められます。
- (5) 児童虐待防止等の規定が設けられていますが、規定の内容が明確でなく、実効性について疑問の部分もあり、また、規定の仕方を整理する必要が認められ、規定の整備について組織としての取組が求められます。
- (6) 虐待等の事案が生じた場合の施設長等への報告についての規定を設けていますが、通告制度に関する定めがなく、実効性に課題があります。職員の被措置児虐待防止等の意識の向上と不適切なかかわりに迅速、適切に対応できるよう実効性ある取組の強化が求められます。

##### 2. 運営の透明性の確保について

- (1) 地域でのイベント等においてパンフレットの配布や特設コーナーなどを設けて大々的に施設の取組についてPRを行っています。施設の運営にかかる情報の公開が一部に限られ、透明性の確保という視点からは不十分な状況です。ホームページでの情報の提供のあり方を検討されるなど、より積極的に施設の状況を公開し、運営の透明性をより高める積極的な取組が求められます。
- (2) 施設の要所に苦情解決の仕組みを説明した掲示物を掲示されていますが、子ど

もや保護者等に苦情解決に関する資料を配布するなど直接的な説明が行われておりません。また、苦情記入カードやアンケート用紙等を子どもや保護者等に配布するようなことは行われておりません。苦情解決の仕組みを有効に活用するためには、子どもや保護者等に積極的に働きかけることが求められます。

(3) 苦情に関する検討内容や対応策、解決結果等について子どもや保護者等にフィードバックしていますが、一定期間公開することまでは行われておりません。苦情解決制度の実効性を図るためには、苦情解決への対応がない場合においても、その旨の公開が求められます。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価受審も3回目になり、評価を通して様々な視点をもち運営に係る整理をさせて頂いているところです。まだ不十分なところ、児童養護施設の役割の性質上、一遍通りにはいかないところもありますが個に応じた十分な配慮を行いながら進めていきたいと思えます。

#### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

### 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

## 共通評価基準（45 項目）

### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○基本方針は中・長期計画、事業計画、パンフレット、入所のしおり、ホームページに掲載するとともに、管理規程に規定し、また、施設の要所に掲示されています。 ○単年度の事業計画の策定の際に、事業の運営目標に基本方針を具体的に落とし込み、養育		

指針として年度初めの職員会議等で職員に周知されています。

○理念・基本方針は明文化されていますが、ホームページ、要覧やしおり等の表記が統一されておりません。関係者の正確な理解を深めるために、表記の統一が求められます。

○理念・基本方針を子どもや保護者には、折に触れ口頭では伝えていますが、わかりやすく説明した文書の配布までは行われておりません。子どもや保護者の施設への理解を深め、安心感や信頼感を高める取り組みを望みます。

## I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長が全国・県等の会議や研修会へ出席し、意見交換や情報収集を行い、社会福祉事業全体の動向を把握するとともに、その結果を施設に持ち帰り分析を行い、中長期計画や事業計画の策定に反映されています。</p> <p>○施設長が町の要保護児童対策地域協議会に出席することなどを通して、地域の養育・支援のニーズを把握するとともに、地域での経営環境や課題を把握・分析し、運営に活かされています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設経営に関するあらゆる分野の現状分析を行い、小規模化、職員配置、人材育成などの課題や問題点を具体化し、健全な運営に努められています。</p> <p>○経営状況や改善すべき課題について理事会に報告し、共通化が図られるとともに、職員にも職員会議等で周知が図られています。</p> <p>○経営課題の解決・改善に向けては経営層等で検討するとともに、理事会に諮り、職員にも職員会議等で周知が図られています。</p>		

## I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○厚生労働省が平成29年に発出した「新しい社会養育ビジョン」や全国児童養護施設協議会が令和元年11月発出の「今後の児童養護施設に求められるもの」全国養護施設のあり方に関する特別委員会第1次報告書を踏まえて、県児童養護施設協議会調査部会において、施設長も委員として協議に参加されています。その協議内容をもとに施設の中長期計画の策定に活かされています。</p> <p>○国や自治体の動向や地域の福祉ニーズの把握をもとに、必要に応じて中・長期計画の見直</p>		

<p>しが行われています。</p> <p>○中・長期計画における財政面の数値目標が見当たりません。計画の実効性を高めるために相応の対応を望みます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○中・長期計画に収支計画が含まれていないため、単年度計画に中・長期計画の収支計画が反映されているとは認めがたいところがあります。中・長期計画の実現可能性を高める視点からは、可能な限り財源調達の見通しを立て、事業計画の推進が確実に図れる取組を望みます。</p> <p>○中・長期計画を単年度の事業計画策定に反映させる前段階として、施設の現状に即して当該年度の運営目標を作成したうえで、支援目標を具現化する形で単年度の事業計画を策定されています。</p> <p>○事業計画は、企画運営会議において職員の意見をくみ取りながら運営目標で定めた重点目標を反映する形で当該年度分を策定されています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○年1回(2~3月)に職員に面談を行うことにより、子どもの状況や職員の意向や事業の進捗状況を把握し、見直しを行い有効性や妥当性を確認するとともに、必要に応じて修正を行うなど対応が図られています。また、その際の職員の意向等を事業計画に反映されています。</p> <p>○職員には事業計画を年度当初の職員会議で配布し説明を行い、その後事務室や執務室にいつでも確認できるように配備されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○事業計画は年度初めの職員会議終了後1カ月程度施設内の掲示板に掲示し、職員、子ども、保護者等に確認できるような措置が講じられています。</p> <p>○事業計画の説明はすべての子どもや保護者へは直接行われておらず、また、子どもや保護者にわかりやすいような事業計画の内容では作成されておりません。事業計画は子どもや保護者等への養育・支援にかかわる重要な事項であり、施設の養育・支援の方針や姿勢の理解を図り、良好な関係性の構築のために、わかりやすい事業計画の作成と周知が求められます。</p> <p>○行事計画については、施設内掲示のほか必要に応じて子どもや保護者等に配布されています。</p>		

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行わ	b

	れ、機能している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員は毎月1回、権利擁護チェックリストを用いて子どもの・養育支援のあり方について確認が行われています。また、その結果について部署で話し合いをもち、お互いに見直しを行い、質の向上の取組につながられています。</p> <p>○毎年自己評価を行いその結果について取りまとめを行っていますが、具体的な改善へ向けての事績が確認できません。とりまとめた結果を見直し、課題解決策をより実効性のあるものとするための取組を望みます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○評価結果を分析・集計、記録に残し、主任以上で構成する運営会議で協議し、共有化が図られています。</p> <p>○評価結果の課題について、改善に向けた取組が行われていますが、記録に不明確なところが見受けられます。また、改善策に対応している間に、日常の変化が想定するより急激な場合もあり、柔軟な対応が可能となるような仕組みを設けるなど、取組への工夫を望みます。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○単年度の事業計画策定の前に、中・長期計画の反映や課題の整理をしながら、当該年度の運営目標を策定するとともに、重点事項をピックアップして事業計画に落とし込むなど、施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にされています。</p> <p>○施設長は自らの役割と責任について施設内の掲示板等を活用して、所信表明などが行われています。</p> <p>○施設長が不在の場合の権限委任等については管理運営規程に定められています。また、「災害時における職員の役割」に定められています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長はさまざまな情報をもとに遵守すべき法令等の把握に努められています。また、施設長は法令遵守に関する研修や勉強会に積極的に参加し、職員会議等を通じて職員に周知が図られています。</p> <p>○最新の法令や改正法、国等の通達・通知等の把握に努めていますが、体系的な把握・周知の面ではリスト化等が十分でなく、把握・周知の徹底が図られているとは認めがたいところ</p>		



があります。法令遵守徹底のためには遵守すべき法令等を一定程度整理・把握、理解し、実効性の高い効果的な取組を望みます。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長は日々の施設全体の状況を掌握し、養育・支援の定期的、継続的な評価・分析を行われています。</p> <p>○施設長は日頃から養育・支援の質に関する課題を把握し、職員の引継ぎ時にスーパーバイズ（経験の豊富な援助職者から経験の浅い援助職者への指導・助言・援助）を行うなど、指導力を発揮されています。</p> <p>○施設長は施設内に運営会議を設置し、主任以上の職員との養育・支援の質の向上に対する取組を主導されています。</p> <p>○施設長は養育・支援にかかる勉強会や研修の場において、職員の意見や状況を見極め、自らも含めた専門性の向上に努められています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設長は経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務を含め総合的に分析し、経営の安定化が図られています。</p> <p>○施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置等働き方改革を見据えた環境整備等に積極的に取り組まれています。</p> <p>○施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に運営委員会を設け、自らも法人の総力をあげて職員が働きやすいように法人の別組織で保育所の整備に尽力するなど、働き方改革について積極的に進言されています。また、職員の精神的な負担軽減のための心理職や産業医の活用など相談体制の整備にも力を注がれています。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方は、期待する職員像として位置づけ、福祉人材の確保と育成に取り組まれています。</p> <p>○教育実習やインターンシップ（特定の職の経験を積むための企業や組織での就業体験期間）制度等の機能を最大限に活用するとともに、自主実習の希望に対しても積極的に受け入れ、人材確保が図られています。</p> <p>○インターネット上での就職情報を掲載した場所に参加したり、高齢者雇用等にも積極的に取り組み、人材確保に努められています。</p>		

<p>○子どもの養育・支援に関し、精神的ケアなど特に注力すべき分野については精神科医や心理職の手厚い人員配置に努められています。</p> <p>○各種加算職員（基幹的職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等）の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努められています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像」を定め、職員自らが将来の自分の姿を描くことができるよう総合的な仕組みの構築に取り組まれています。</p> <p>○職員の目標管理に対する評価を行い職員支援・育成、人事管理や能力開発、能力活用に生かされていますが、人事考課までは行われておりません。効果的な人事管理を進め、より実効性の高いトータルな人事管理を行うには、人事考課制度の採用が求められます。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員面談を年1回（2～3月）行い、職員の意向を確認するとともに、適切なフォローにつなげられています。</p> <p>○職員は年1回ストレスチェックを行い、本人の希望により産業医や施設の心理士に相談できる態勢が整えられています。</p> <p>○職員への福利厚生として、職員旅行への補助や年休の付与、野球観戦チケットの配布、忘年会費用の補助、インフルエンザ予防接種費用の補助等が行われています。</p> <p>○職員の希望により、法人内の他の職場への異動や短時間勤務等の働き方の柔軟な対応に努められています。また、法人の別組織で運営の保育所の利用についても、利用しやすいように便宜が図られています。</p> <p>○介護休暇や職員の私事による勤務の振り替え、長期休暇取得の推奨等、柔軟性を持たせた働きやすい職場づくりに向けた取組が進められています。</p> <p>○働き方改革へ向けて、職員ニーズへの対応策を検討中であり、実効性のある制度の構築に向けた取組を期待します。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設として「期待する職員像」を明示し、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されています。</p> <p>○職員が設定した目標を面接により聴き取り、一人ひとりの目標の設定を確認されています。</p> <p>○職員一人ひとりの目標について中間面接を行うなど進捗状況を確認するとともに、改めて年度末に再度面接を行い、目標達成度の確認が行われています。結果については職員に助言や支援を行うなど、さらに次年度への目標設定へとつなげられています。また、全体的な課題と捉えられる内容については、事業計画策定の際に反映されています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員育成プログラムにもとづき、階層別・職種（分野）別に位置づけ、研修計画を策定している。研修計画は、各々目標を定め、職務を通しての研修と職務外の研修として構成、実施されています。</p> <p>○職員の教育・研修は「人材育成委員会・研修委員会」において企画し、少なくとも年1回は計画や研修内容の評価と見直しが行われています。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員ごとに研修の受講履歴や知識・技術水準、専門資格の取得状況等を把握し、研修計画策定の参考にするとともに、外部研修を含めて受講を決定する際の基礎資料として活用が図られています。</p> <p>○新任職員は施設内研修を中心とし、サポーターとなる職員を1年間配置されています。</p> <p>○外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、自己研さんに役立つ情報の提供にも努められています。</p> <p>○職員一人ひとりが教育・研修の場に参加できるように施設内にフリー職員を配置し、対応されています。</p> <p>○教育・研修の効果を高めるため、法人内の児童発達支援センターや自立援助ホームと連携し、合同の研修や会議を開催するなど学び合う機会が設けられています。</p> <p>○内部（施設長が中心）や外部のスーパーバイザー（主に心理職）によるスーパービジョン（援助職者が指導者から教育を受ける過程）体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組まれています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、研修・育成についてのマニュアルが整備されています。</p> <p>○プログラムには実習依頼校からのものだけでなく、実習生の要望もできるだけ取り入れ、実習ノートにはその日の振り返りとして、実習担当者が配慮したコメントを記入されています。</p> <p>○実習指導者の職員に対しては、研修前後に施設長によるスーパーバイズが行われていますが、特に実習指導者のための研修としては職員研修計画には位置づけられておりません。福祉分野においても知識やスキルは日進月歩しており、また、カリキュラムの改定等による対応が求められることから、さらに効果的な研修・育成を図るために、実習指導者への研修体制の充実が求められます。</p> <p>○実習生は保育士、社会福祉士を受け入れていいいます。また、2021年度からは心理職の受け入れが予定されています。学生のインターンシップ、自主的実習等も積極的な受け入れが行われています。</p> <p>○実習受け入れについて、保護者等への事前説明は行われておりません。円滑に実習を進めるには保護者等の理解が必要なこともあり、子ども以外にも事前に通知するなど実習の効果</p>		

をより高める取組を望みます。

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○地域でのイベント等においてパンフレットの配布や特設コーナーを設けて大々的に施設の取組についてPRを行っています。施設の運営にかかる情報の公開が一部に限られ、透明性の確保という視点からは不十分な状況です。ホームページでの情報の提供のあり方を検討されるなど、より積極的に施設の状況を公開し、運営の透明性をより高める積極的な取組が求められます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等への周知が図られています。</p> <p>○施設（法人）において監事による内部監査が行われています。</p> <p>○法人で外部監査が行われ施設でもその活用を図っていますが、本項目に規定する外部監査の内容ではなく、より公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組として、外部監査の実施を望みます。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○地域との関わりの位置づけが不明確です。文章のまとめ方を工夫し明確化するなどの改善が求められます。</p> <p>○子どもができるだけ社会経験を積むために、地域の子どもたちとの「ふれあいキャンプ」や地域の子ども育成会活動、町民が一体となって取り組む海岸清掃活動、消防団活動等に職員やボランティアと一緒に活動されています。</p> <p>○施設本体および2カ所の地域小規模養護施設とも町内会に加入し、職員と一緒に地域活動や高齢者宅の廃品回収等のボランティア活動に参加し、地域住民との交流を深められています。</p> <p>○子どものニーズに応じた地域の社会資源が安心・安全に活用（店舗での買い物など）できるよう職員の支援態勢や子どもの主体性を尊重するように配慮されています。</p> <p>○学校の友人や地域の子どもが施設に遊びに来やすいように、敷地内に遊具を設けたり、地</p>		

域交流スペースに図書を配置するなど工夫されています。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○ボランティアの受入れについては「ボランティアの受け入れについて」で目的・意義を明確化されています。</p> <p>○地域の学校教育等への協力については、子どもたちの秘匿性の確保の点から、対応困難とありますが、場所を必ずしも施設に限定しない方法や子どもと面会しない状況での受け入れ等可能になる場合も想定されます。さまざまな方法を検討・駆使しながら、ボランティア受入れの目的に沿った取組を望みます。</p> <p>○ボランティアの活用については事業計画に位置づけ、家庭教師、抱っこボランティア、ピアノ指導、三味線指導、お習字指導、バンド、茶道等のボランティアを受入れ、子どもたちに多くの人との出会いや豊かな経験を積み重ねる機会とされています。</p> <p>○ボランティア受入れについてはマニュアルに沿って対応がなされています。</p> <p>○ボランティアに対して事前に研修を行ったりする場合は設けておらず、実際のボランティア場面で職員によるOJT（職務を通じての教育・訓練）により行われています。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源をリスト化し、施設の要所に掲示されています。また、当該リストを職員会議等で説明するなど、職員間の情報の共有化が図られています。</p> <p>○施設で完結できない課題については、他機関・団体と十分な連携を図り、解決に向けた取り組みが行われています。また、将来当該社会資源の活用が見込まれる場合には、社会資源活用を進めやすく事前に他機関・団体と子どもとの関係づくりの支援に努められています。</p> <p>○関係機関・団体等をつなぐネットワークの組織の委員等の役割を積極的に引き受け、子どもの養育・支援に役立つ情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体等との連携強化が図られています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○法人等のイベントを通して広く地域との交流を重ね、イベントの開催の折には相談ブースを設けるなどして、地域の福祉ニーズの把握に努められています。</p> <p>○ライフレスキュー事業は県の事業を活用し、有志の施設等と連携を図り組織化を目指しています。職員2名がサポーター養成講座を受講し、体制を整えられています。また、町社協が主導する高齢者等の見守りネットワーク活動についてもその構成団体となり、現在組織化に向けて取り組まれています。</p>		

<p>○法人・施設のイベントの開催や地域の行事等に積極的に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めていますが、そのニーズの把握の方法、ニーズの分析・集計、具体的事業の展開へのつながりが明確に確認できません。ニーズ把握について、複数の方法を組み合わせるなど、ニーズの的確な把握のための工夫を望みます。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○ライフレスキュー事業（生活困窮、社会的孤立や孤独、心身の障がいや不安などの生活問題や課題を社会福祉法人が解決を図る相談・支援事業）等いくつかの地域貢献事業にかかわっていますが、まだ準備中であり、活動にまでは至っていません。</p> <p>○地域の子どもたちへの「ふれあいキャンプ」に施設から子どもと職員が参加し、職員がキャンプの計画立案、実施にかかわり、地域の子どもたちへの指導や子育て相談等にも応じられています。</p> <p>○町が実施している「青少年問題協議会」「要保護児童対策地域協議会」「特別支援修学委員会」に参加し、ノウハウ（専門的な知識や経験もしくは技術）等の提供等に協力されています。</p> <p>○町や地域の子ども育成会行事（清掃活動、スポーツ大会、どんど焼き等）や地域の廃品回収への協力が行われています。</p> <p>○地域の消防団活動にかかわり、合同で子ども（施設で児童自衛消防隊を組織）も一緒に消防訓練等が行われています。また、職員による地域の小中学生の登下校時の見守り活動が行われています。</p>		

### 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員会議等で周知されています。</p> <p>○子どもの養育・支援にかかわる課題については、職員会議や運営会議で子どもの実態を把握し課題を精査したうえで、改善に向けた取組が行われています。</p> <p>○子どもを尊重した養育・支援に関する取組は「児童養護施設倫理綱領」を用いて全職員で読み合わせを行ったうえで、子どもを尊重した養育・支援について職員会議や研修で学び、日々の養育に生かされています。施設独自で「倫理綱領」や規程等の策定は行われておりません。子どもを尊重した養育・支援の実施の確実性を図るため、施設独自の「倫理綱領」や規定等の策定やその周知の取組が求められます。</p> <p>○子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法</p>		

等に反映されています。		
○「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止、防止、対応のための要領」に従い、年4回（5、11、1、3各月）自己チェックを行い、部署ごとに話し合いを持って摺り合わせ、職員間で改善点の共有が行われています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの養育・支援に関し、プライバシー保護について「ボトムライン」（最低これだけは守ろうという取り決め）の中で、人とのかかわり方で「小さい人、弱い人に、自分がされていやだと思うことは、自分にも人にもしないようにしよう」を基本にされています。</p> <p>○養育マニュアルに沿って、プライバシーに配慮し、子ども一人ひとりの生活空間を大切にするという姿勢で養育・支援が行われていますが、さらに子どもの主体性を尊重し、プライバシーに配慮した取組を望みます。</p> <p>○子どものプライバシーの保護については、入所時に口頭で説明が行われています。</p> <p>○各ユニットでの約束事は、子どもたちの話し合いで決めることを原則とし、ルールは各ユニットに掲示されています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○施設情報の提供方法として、理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介したパンフレットが準備されています。</p> <p>○施設紹介用の要覧・入所のしおりはわかりやすい内容となっています。</p> <p>○施設の入所予定の子どもや保護者等には、個別に丁寧な説明が行われています。</p> <p>○見学等の希望に対応し、来所できない場合には施設の写真をファイルに入れ持参して、写真を見てもらいながら丁寧に説明が行われています。</p> <p>○子どもや保護者に対する情報の提供については、入所時に書類を渡す際にチェックするとともに、年度末に職員全員で見直しが行われています。</p> <p>○理念、基本方針、運営方針の用語の使い方がばらばらで統一性がないため、全体的な見直しを行い所要の対応が求められます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもや保護者等に施設の養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるように、入所に関する書類等は、わかりやすい言葉をつかって理解できるように配慮されていますが、日本語対応のみで、また、点字で対応したもの等はありません。近年外国籍の入国者が増加傾向にあり、また障がいに対応する合理的配慮や漢字にフリガナを必要とする場合等が想定され、これらへの対応が求められます。</p> <p>○養育・支援の選択に当たっては、自己決定が容易なように子どもや保護者等にわかりやすく説明され、子どもや保護者等の意向が尊重されています。</p>		

○養育支援の開始やその過程において、子どもや保護者等の同意を得たうえで、その内容を書面で残しています（署名捺印）が、子どもの同意の記録がありません。子どもが署名できない場合であっても、同意の様子などを記録しておくなど自己決定を尊重する姿勢が求められます。

○意思決定が困難な子どもや保護者等へは意思決定の際に配慮がなされていますが、配慮の内容等についてルール化されておられません。どの子どもや保護者等に対しても、同じように説明できるように、ルール化しておくことが求められます。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
----	---	---

<コメント>

○養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されています。

○養育・支援の内容の移行にあたり、継続性に配慮した引継ぎ文書を定めていますが、引継ぎの手順を定めたものは見当たりません。子どもへの養育・支援の継続性を損なわないように引継ぎの手順を定めておくことが求められます。

○福岡・筑豊地区自立体験セミナー合同研修会でのつながりや、NPO 法人との連携、自法人の自立援助ホームの機能を活かして、多様な支援態勢を整え、支援を必要とする子どもへの最適なマッチングを志向しながら、社会的自立につながられています。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
----	--	---

<コメント>

○中高生については面接シートを用いて施設長自身が子どもたちと1年に1回面接を行い、（必要に応じて複数回の場合もある）主任、副園長、施設長と協議し、対応が行われています。

○数カ月ごとに男子部、女子部で児童会を開催し、意見・要望をまとめ、緊急に対応が必要な案件を除き、次回の児童会で回答・説明が行われています。話し合いの内容によっては児童会に職員が立ち会わない場合もあります。

○アンケート形式による満足度調査のようなものは行われておられません。子どもの満足度の向上のために直接子どもから聴き取りを行うといういい方法がとられていますが、子どもによっては特定の方法に自分の意向を表出しにくいことも想定されることから、いくつかの方法を組み合わせ、意向を表出しやすい環境を整える対応が求められます。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
----	--------------------------------------	---

<コメント>

○苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決への体制を整備されています。

○施設の要所に苦情解決の仕組みを説明した掲示物を掲示されていますが、子どもや保護者等に苦情解決に関する資料を配布し説明が行われておりません。また、苦情記入カードやアンケート用紙等を子どもや保護者等に配布するようなことは行われておりません。苦情解決



の仕組みを有効に活用するためには、子どもや保護者等に積極的に働きかけることが求められます。

○苦情に関する記録が適切に保管されています。

○苦情に関する検討内容や対応策、解決結果等について子どもや保護者等にフィードバックしていますが、一定期間公開することまでは行われておりません。苦情解決制度の実効性を図るためには、苦情解決の対応がない場合においても、その旨の公開が求められます。

○苦情の内容については第三者委員が検証を行うとともに、年度末に法人内で苦情解決の方法について協議し、総括が行われています。

35

Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

b

<コメント>

○施設の玄関ロビーに意見箱（赤いポスト）を設置し、日直の職員が毎日投かんの有無を確認されています。投かんされたものがあれば、主任、副園長、施設長とで協議し、回答を1カ月程度事務室横の掲示板に掲示されています。

○日常生活の担当職員との関係性を大切にして、その関係性の中から子どもの相談や意見を受け付けています。また、意見箱や暴力防止委員会の聴き取りにより、子どもの意見や相談を受け付けているほか、担当以外や施設長にも直接話ができる仕組みが設けられ適切にフィードバックが行われるように図られています。さらに子どもが相談や意見を述べやすい環境の整備や子どもへの相談方法の周知を望みます。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

<コメント>

○職員は日頃から子どもが相談や意見を述べやすいように配慮し、相談や意見の傾聴に努められています。

○意見箱の設置や施設長が直接子ども（中学生以上）に面接を行うなど、子ども意向の把握や相談に応じられています。

○子どもからの相談等は養育マニュアルに沿って対応していますが、記録の方法や報告の手順を定めたものが見当たりません。また、対応マニュアル等の定期的な見直しは行われておりません。相談等にスムーズに対応するための仕組みの確立やその仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等の見直しが求められます。

○職員は児童会や直接子どもからの相談や意見に対して、速やかな対応に努められています。

○子ども意見等に対しては各部署や子どもの権利擁護委員会、さらには職員会議、企画運営会議で具体的な取組が行われています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

<コメント>

○リスクマネジメント（不確実なことを組織的に管理し損失等の回避会費または低減を図る過程）に関しては法人と連携し、環境・管理委員会を中心に活動し、体制整備が図られています。

○行事を行った際の留意事項（気づいたことや反省点など）はその都度まとめ、次回以降の行事企画や運営の際に活用されています。

○給食室の環境については、作業開示前、作業途中、作業終了後ごとに、室内温・湿度、冷蔵・冷凍状況、下処理・調理と段階を追って確認・記録が行われています。また、調理員の体調、衛生状況、現状等についてチェック表を用いて細かな確認を行い、記録に残し、申し送りの徹底が図られています。

○事故発生時の対応と安全確保については管理運営規定にもとづき整備を図っていますが、具体的な対応や事故の未然防止策について、管理態勢に不十分な点が見受けられます。日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスを含め、確実に安全確保策を講じることが求められます。

○ヒヤリハットの収集等は行われていますが、未然防止の観点からは要因分析等が不十分で再発防止策にどこまで効果があるのか不明です。ヒヤリハットの収集や報告のみにとどまらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施が求められます。

○職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行うとともに、外部研修の活用が図られています。

○安心・安全に関する取組は環境・管理委員会の事故報告・環境整備に関する委員会で行っており、子どもや保護者の視点だけでなく地域や職員育成、業務改善の視点も織り込んで対応が図られていますが、事故防止策の実効性の確認までは行われておりません。事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行うことが求められます。

○薬品、刃物、電気製品等については、不用意な放置やずさんな管理は見られませんでした。が、数量の確認や配備場所の明示の措置は講じられておらず、危険物の管理態勢に照らすと不十分と見受けられます。安全確保策の面から、危険物の管理状況を常に把握しておくなど管理の徹底が求められます。

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

○感染症対策については、環境・管理委員会を中心に管理体制を整備しています。

○感染症対策のために対応マニュアルを作成し、職員会議等で職員に周知を図り、定期的な見直しが行われています。

○看護師を中心として、感染症発生の時期や状況に応じて、予防や拡散防止策、安全確保に関する勉強会等を実施するとともに、感染症に関する情報収集に努められています。

○感染症の発生状況によって清掃や換気の頻度を増やしたり、消毒装置の配備、空気清浄機や加湿器を設置するなど、予防対策に努められています。また、状況に応じてマスクの着用やインフルエンザの流行期前に速やかに予防接種が行われています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

<コメント>

○災害時における職員の緊急連絡網が設けられていますが、一斉メール配信ではなく、通報訓練等の記録が不明確です。また、子どもおよび職員の安否確認の方法が決められています

が、職員が子どもを引率して外出した場合や子どもだけで外出した場合を想定したものまでは定められておりません。災害時において子どもや職員の安全を確保することは最優先されるべきものであり、通報訓練の充実を含め、効果的な取組が求められます。

○現在法人において「災害に関する事業継続計画」（防災対応マニュアル）が検討されています。近年の災害はこれまでの経験や程度を超えることが多く、地域や自治体と協働した実効性の高い取組を望みます。

○防災（火災が中心）訓練を、年1回自治会や消防団と合同で行われています。また、訓練の記録は「非常災害訓練記録簿」に写真と共に残されています。

○施設内に職員と子どもとによる「児童自衛消防隊」を組織し、施設内の消防設備の点検や自治会、消防団との合同訓練に職員と一緒に参加されています。

○災害時の備蓄品はインスタントの食料品を中心に子どもと職員を合わせた3日分程度を用意されています。一覧表に賞味期限を明示し、期限が到来したものは順次更新し、備蓄品、備品等の不足分については、法人の施設間で相互に融通し合うように対応されています。

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<コメント> ○標準的な実施方法は、養育マニュアルに沿って対応していますが、マニュアルに考え方や方向性が前段として示されているため、手順や具体的対応の部分が分かりづらくなっています。どの職員もが一定水準のもとに理解し対応できるような工夫が求められます。 ○子どものプライバシーに関しては「生活住環境としてのプライバシーの視点から」にプライバシー保護の姿勢が示されています。 ○標準的な実施方法については、職員会議等で周知を図り、職員がいつでも確認できるように、各部署に配備されています。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント> ○標準的な実施方法の検証見直しは、人材育成委員会・研修委員会において、関連する内容について職員の意見や養育・支援の状況を踏まえて年度末に見直しが行われています。 ○標準的な実施方法の継続的な検討については、見直し等の記録が見当たりません。検証や見直した結果を確認し、その結果が効果的に養育・支援の改善に反映するように、その記録を明らかにしておくことが求められます。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	b
<コメント> ○定めたアセスメント手法により、アセスメントが行われている。		

○アセスメントの際に必要なに応じて心理職等が参加し、子どもの意向を反映した自立支援計画の策定に努められていますが、子どもの同意の確認までは行われておりません。自立支援計画の目標達成の効果を高めるには子どもの理解が必要であり、子どもにわかりやすく説明し、合意と納得を得ることが求められます。

○自立支援計画に子ども一人ひとりの具体的なニーズを把握し、具体的な養育・支援の内容が示されています。

○支援困難なケースについてもさまざまな職員がアセスメントにかかわり、積極的な養育・支援に努められています。

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
----	------------------------------------	---

<コメント>

○担当職員は子どもの生活状況や態度、社会性、身体状況等を学期ごとに確認するとともに、行動傾向についても把握されています。さらに、子どもの現状や課題、強み・弱みを記録し、自立支援計画の評価・見直しに反映されています。

○子どもの状況の変化に伴い自立支援計画を緊急に見直す必要を生じた場合には相応の対応が行われていますが、手順等の定めが確認できません。自立支援計画を緊急に見直す場合においても養育・支援の質の向上を継続的に図るため、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクル（P〈Plan・計画策定〉→D〈Do・実行〉→C〈Check・評価〉→A〈Act・見直し〉）が継続するように恒常的な取組を望みます。

○標準的な実施方法の継続的な検討において、見直し等の記録が見当たらないため、検証や見直した結果による養育・支援にかかる課題が明確にされているか確認できません。計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされ、養育・支援の質の向上に結びついているものであるか検証できるように記録に残すなど、積極的な取組が求められます。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
----	---	---

<コメント>

○子どもの身体状況や生活状況等を施設が定めた様式に従い記録するとともに、その記録が自立支援計画等で確認できます。

○記録する職員で記録内容や書き方に差異を生じないように記録要領が設けられていますが、ケース記録に関するものを中心としており、すべてに対応しているものではなく、口頭説明のみのももあります。記録はわかりやすく要領よく記録され、正確に他者に伝える必要があることから、記録を要するものすべてについて、統一した定めを整備が求められます。

○施設における情報の流れは、各ユニットから部署、さらに全体（職員会議）、管理部門（企画・運営会議）へと明確になっています。また、日々の引継ぎにあたっては、事務職員、栄養士、看護師などすべての常勤職員がかかわり、情報の共有化が図られています。

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
----	----------------------------------	---

<コメント>

○法人の個人情報管理規程に個人情報の廃棄の規定を設けていますが、情報の廃棄方法やそ

の確認の定めが明確ではありません。また、報恩母の家個人情報保護方針に個人情報の開示、訂正、利用停止、消去の規定）を設けていますが、具体的な開示の手続きの定めがありません。個人情報を含め、情報の廃棄の確認方法などの廃棄の確実性を確保する規定の整備、態勢の構築および個人情報の開示に関する手続きのルール化が求められます。

○法人の個人情報管理規程により、個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が定められています。

○記録の管理に関することは、職員会議等で周知が図られています。

○ホームページ、要覧、入所のしおり等に子どもや保護者等に対する個人情報について説明した内容が見当たりません。個人情報保護や情報の開示に関し、子どもや保護者等の信頼を得るため個人情報に関する周知が求められます。

## 内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A① 46	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの権利擁護の視点で、職員から子ども、子どもから職員、子ども間での暴力禁止の取組として暴力防止委員会を設置し、「いかなる場合にも暴力はしてはならない」ことを明確にし、その確認のため毎月委員会が開催されています。</p> <p>○子どもの権利擁護について、養育マニュアルに規定し、職員会議等で周知が図られています。</p> <p>○子どもの権利擁護に関する取組については、1年に数回職員を外部の研修に派遣するとともに、その内容について施設内で伝達研修が行われています。</p> <p>○職員は日頃の子どもとのかかわり方を振り返るために自己チェックを行い、職員間で話し合いをもって、養育・支援の向上に生かされています。</p> <p>○原則としてユニット担当以外の職員が月に1回子どもへの暴力聴き取り調査が行われています。その結果を毎回暴力防止委員会に提出し、対応について協議が行われています。</p> <p>○子どもの思想・信教の自由については、権利ノートにのっとり「自分の意見を言ってね」に関連して説明が行われています。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A② 47	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもが権利について理解を深めるように、各ユニットで子どもの生活をベースにして職員が子どもと話し合う機会を持たれています。</p> <p>○児童会等の際に必要なに応じて権利ノートを用いて子どもの権利について説明されています。</p> <p>○できるだけ多くの職員に子どもへの権利擁護の学習の機会を得てもらうため、福岡県域児童養護施設権利擁護研修に毎年20名以上を派遣されています。</p> <p>○職員は「いかなる場合にも暴力はしてはならない」をモットーに、さまざまな場面で子どもと関わられています。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③ 48	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<コメント>		

○子どもの生い立ちを振り返る取組については、性・アルバムに関する委員会を中心に対応されています。

○子どもが日々安心し、自信をもって生活できるように、個別のかかわりを重視した養育・支援が行われています。

○子どもの日々の成長、行事等の思い出を写真に残し、アルバムを作成されています。また、保護者に対して子どもの成長を共に喜び合う題材として写真の活用が図られています。

○子どもと一緒に写真を整理しながら、これまでの成長過程を振り返り、ライフストーリーワーク（出生からの日々を整理し、受け止め、未来に目を向けていくこと）につなげられています。

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等

A④ 49	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
----------	--	---

<コメント>

○子どもの権利擁護の視点で、職員から子ども、子どもから職員、子ども間での暴力禁止の取組として暴力防止委員会を設置し、「いかなる場合にも暴力はしてはならない」ことを明確にし、その確認のため毎月委員会が開催されています。

○児童虐待防止等の規定が設けられていますが、規定の内容が明確でなく、実効性について疑問の部分もあり、また、規定の仕方を整理する必要が認められ、規定の整備について組織としての取組が求められます。

○虐待等の事案が生じた場合の施設長等への報告についての規定を設けていますが、通告制度に関する定めがなく、実効性に課題があります。職員の被措置児童虐待防止等の意識の向上と不適切なかかわりに迅速、適切に対応できるよう実効性ある取組の強化が求められます。

○児童会等の際に必要なに応じて権利ノートを用いて子どもの権利について説明されています。

○子どもの養育・支援を含め、虐待防止へ向けてフリー職員を配置し、対応が強化されています。

A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮

A⑤ 50	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
----------	--	---

<コメント>

○職員は日頃から子どもが相談や意見を述べやすいように配慮し、個別面談等で子どもたちの意向の把握に努めるとともに、数カ月ごとに男子部、女子部で児童会を開催し、子どもの意見・要望をまとめ、対応が図られています。

○子どもたちの意向に沿って、さまざまな経験を重ねることができるような体験型のメニュー（海外ホームステイや施設外の子ども同士との意見交換会など）の紹介・参加支援が行われています。

○子どもに小遣帳の具体的な書き方などについてモデルを提示し、実際に小遣帳をつけることで金銭感覚を身につけることができるように配慮されています。

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア

A⑥ 51	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○入所後にこれまでかかわりを持ってきた友だち等とは、子どもの要望に沿い交流が継続できるように、必要に応じて職員同行もとに交流の機会が設けられています。</p> <p>○退所した子どもが徐々に社会生活に慣れ、生きる力を身に付けられるように、退所前から生活域の特定非営利法人等との関係づくりに努め、退所後も継続的なつながりが保てるように配慮されています。</p>		
A⑦ 52	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子ども一人ひとりの状況や意向を最大限に反映できるように、自立支援コーディネーター（フリー職員）が中心となって取り組まれています。法人内の施設や特定非営利活動法人、各種関係機関の機能を総動員して、できることは全部やるとの方針のもと、子どもによっては1年以上かけて、生活力の向上や職業上の技術を習得するための講習や体験をプログラム化し、手厚い支援が行われています。</p> <p>○退所前の子ども同士の良い関係性を退所後も継続するために、当時の入所児童の自助的なグループと連絡を取り合い活動を支援されています。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧ 53	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員は心理職と連携し、子どもの内面の理解や対応方法について理解を深めています。</p> <p>○子どもが通学している学校とも連携し、情報の共有や子どもの困難な状況に応じてケース会議を開くなど子どもへの理解を深める取組を行っています。また、子どもの要望等への対応の仕方について職員で共有し、必要に応じて学校等の協力を得ています。</p> <p>○子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもへのフィードバックも適切に行われていると見受けられますが、さらに子どもの理解に努め、子どもとのより強固な信頼関係の確立を望みます。</p>		
A⑨ 54	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○小学生以上のユニットの子どもの人数を7人以下とし、子どもと職員との関係性が深まるように対応するとともに、個別に触れ合う時間の確保に努めています。</p> <p>○子どもの生活リズムに配慮しながら、生活の質を高めるためにみんなで守るルール（ボト</p>		



<p>ムライン)を決めて、お互いを尊重し合おうとの姿勢を示しています。</p> <p>○各ユニットの日課については、子ども一人ひとりの発達段階を考慮したうえで、ユニットごとの独自性を尊重しています。</p>		
A⑩ 55	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもに自信を持たせるように、職員はしっかりサポートしながらも、子どもの発達段階や状況に応じて、その子どもにとってどのような判断や行動が適切かを検討し、支援に生かされています。</p> <p>○幼児部については、夕方の忙しい時間帯に入浴支援等を目的として、パートの職員が1名配置されています。</p>		
A⑪ 56	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもは自分自身で年度初めに1年間の目標を設定して職員に提出。職員は子どもと話し合いをもち意向を確認して、子どもの目標が達成できるようにフォローされています。また、職員はそれにもとづきアセスメントの内容と照らし合わせて、自立支援計画に反映されています。</p> <p>○子ども向きの図書を玄関ホールに近い場所に配置し、子どもたちが自由に読書できるように配慮されています。また、地域交流スペースの一部としても活用し、室内大型遊具を含め、地域の子どもの等も利用できるようにされています。</p> <p>○地域のボランティア資源の活用を図り、子どもの興味や関心に応じて絵本・紙芝居の読み聞かせ、折り紙・切り絵遊び、リズム遊び、三味線、ピアノ、健康教室等の多様な体験とともに社会性を身につけることができるように配慮されています。</p>		
A⑫ 57	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○基本的な生活習慣の習得については、自然な形で身につけることができるよう、年長児が年少児をサポートするなど、子どもの発達状況や性格・相性等、子どもの構成に配慮しながら、ユニットごとに工夫されています。</p> <p>○子どもの生活リズムに配慮しながら、生活の質を高めるためにみんなで守るルール(ボトムライン)を決めて、お互いを尊重し合おうとの姿勢が示されています。</p> <p>○施設全体よりもユニットごとの行事に重点を移し、より子どもの意向を反映させやすい態勢を取り、子どもの自由度が高められています。</p> <p>○中高生向けに電話やSNSの適正・安全な活用法について児童相談所や警察からの説明の機会が設けられています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬ 58	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b

<コメント>

○子どもの食事に関しては、「食は命の源・家族の絆」をモットーに、長年にわたり施設としての食文化の確立に取り組まれています。

○食生活では、栄養面の配慮、変化とバラエティに富んだ食事の工夫、食生活に品性と潤いを与える工夫、食生活の基礎的知識を身につけることに力を注がれています。

○ユニット制移行に伴い、集中調理の利点を生かしながらも、各ユニットで家庭に近い食環境を年齢に応じて体験できるように、休日や誕生日、お祭り、入学卒業の記念の日などの行事食については、職員と子どもとで調理担当職員の支援のもと、献立の考案から調理までが行われています。

○献立表は毎月厨房で作成していますが、ユニットの変更希望には柔軟に対応されています。また、子どものリクエストにもできるだけこたえるようにしており、リクエスト食やその提案者を紹介されています。

○残食調査や嗜好調査、子どもの肥満度の測定を行い、献立の改善や個別的な配慮に反映されています。

○これまで培われてきた施設の食文化の質の維持・向上をユニットにおいても継続できるようさらなる取り組みに期待します。

○食物アレルギーへの対応は、除去食・代替食対象児童の把握や食材の購入、調理方法、アレルギーの混入防止策、配膳上の注意、事故の際の救急体制について留意され実践されていますが、その対応策の手順を定めたものが見当たりません。最悪の場合は急性アレルギーショック等の重篤な身体状況をきたすことも想定され、事故の未然防止や適切な対応を確保するための態勢の整備が求められます。

A-2-(3) 衣生活

A⑭ 59	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
----------	---	---

<コメント>

○子どもの好みや体格等に見合った季節の服装を楽しめるように子どもと一緒に種別ごとに衣類の必要数をチェックし、子どもの希望を尊重しながら、子ども一人ひとりに合った衣類を揃えるように配慮されています。

○子どもの選択権は尊重されていますが、あまりにも実生活離れしているようなものについてはTPOに合わせた着用をするよう、職員がアドバイスをされています。

○自分でできることは自分ですることを基本に、身の回りのことが自立できるように支援されていますが、整理整頓を含め子どもとともに達成目標を設定し、随時達成レベルを確認するなど、自立に向けた確実性の高い取組の必要性が求められます。

A-2-(4) 住生活

A⑮ 60	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じ場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
----------	---	---

<コメント>

○職員は子どもの住環境について、基本的に子ども第一の姿勢で養育・支援に当たるようにされています。

○子どものプライバシーに関しては「生活住環境としてのプライバシーの視点から」にプラ

イバシー保護の姿勢が示されています。

○本体施設は4階建てでエレベーターを設置し、バリアフリー化が図られています。地域小規模養護施設では、民家を借り上げ居室の個室化が図られています。

○日用品等の個別化を十分に図り、子どもが自分の好みのもを自由に選択できるようにされています。幼児については一人ひとりケースにまとめるようにして保管し、いつでも取り出せるようにされています。

○子どもの視点に立って、施設内設備チェックリストにより点検が行われています。(各部屋週1回、大型遊具年1回でチェック表は活用している。建物・設備は特に定められていない)。建物内に多少死角となる部分があり、また、ヒヤリハットの視点からは点検の仕組みや対応について十分であるとは見受けられず、点検箇所や点検の方法をわかりやすく明示するなど、点検の確実性を確保する取組が求められます。

#### A-2-(5) 健康と安全

A⑯ 61	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
----------	---	---

#### <コメント>

○就学前の子どもには、朝・夕に目視観察および体温を計測されています。

○年4回(4、8、10、1月)子どもの健康診断が行われています。肥満傾向の子どもについては、栄養士や看護師、嘱託医に相談し、食事などに配慮されています。また、特別な配慮を要する子どもについては、発達相談や病院受診に際し、担当職員が同伴されています。

○服薬管理については、薬局等で受領した薬等は、医務室のキャビネット内に施錠して個人ごとに厳重に保管されています。服薬の際には看護師が担当職員に薬等と服薬管理簿を手渡し、職員は子どもが服薬を確認したうえで、服薬管理簿に記録し署名するようになっていますが、二重チェック等を行われておらず、ユニットに届けた後の服薬のチェック体制が十分とは見受けられません。誤与薬や不適正な使用が生じないような厳重な管理体制が求められます。

○職員間の医療や健康に関する学習について、嘱託の精神科医によるスーパーバイズが行われています。

#### A-2-(6) 性に関する教育

A⑰ 62	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
----------	---	---

#### <コメント>

○性に関しては、「性、アルバムに関する委員会」において子どもの育ちを見つめ大切にするという視点から対応されています。

○職員自身の性教育の機会は多く充実していますが、特に子どもに対して性教育という形では行われておりません。子どもにプライベートゾーン(他人にみだりに見せたり、触らせたりしない身体の部分)、パーソナルスペース(他人に近づかれると不快に感じる領域・エリア)について教え、より自分を大切にする意識化を図っていますが、子どもへの性教育は不十分と見受けられます。子どもの年齢、発達の状況に応じて性についての正しい知識、理解がもてるよう支援していくことが求められます。

<p>○職員同士は年度初めにユニットごとに心理職と子ども・職員とでバウンダリー（自分と他人との良好な関係を保つために境界を明確にする〈一線を画す〉こと）関係について学び、日常生活での定着化が図られています。</p>		
<p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
<p>A⑱ 63</p>	<p>A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの権利擁護の視点で、職員から子ども、子どもから職員、子ども間での暴力禁止の取組として暴力防止委員会を設置し、「いかなる場合にも暴力はしてはならない」ことを明確にし、その確認のため毎月委員会を開催されています。</p> <p>○内部研修においては、心理職と連携することにより、子どもの内面の理解、また、その対応の方法等を学ぶことによって、引継ぎでの情報共有等がOJT（職務を通じての教育・訓練）ともなり、対応の強化となっています。</p> <p>○子どもが問題行動を起こす背景や原因を十分に踏まえたうえでケース検討を行い、心理職や児童精神科医と協議して、職員がチームとして対応するようにされています。</p>		
<p>A⑲ 64</p>	<p>A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの権利擁護の視点で、職員から子ども、子どもから職員、子ども間での暴力禁止の取組として暴力防止委員会を設置し、「いかなる場合にも暴力はしてはならない」ことを明確にし、その確認のために毎月委員会を開催されています。</p> <p>○日頃から子どもと職員との信頼関係をあらゆる場面を通して構築するように努められています。子ども同士の関係性に着目し、その都度部署同士で話し合いをもったり、暴力防止委員会での報告を整理して、子ども全体に理解できるように周知することで、暴力防止につながられています。</p>		
<p>A-2-(8) 心理的ケア</p>		
<p>A⑳ 65</p>	<p>A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○非常勤ながら心理職を7名配置し、職員の毎日の引継ぎや暴力防止委員会の取組に参加し、職員に対してスーパーバイザー（指導者）の役割を担われています。</p> <p>○毎月1回、囑託の児童精神科医が来園し、職員がコンサルテーション（異なる専門性をもつ複数専門家同士の課題についての相談・協議の過程）を受ける場が確保されており、子どもへの適切なケアや保護者等の家族関係の整理、調整、再構築へとつながられています。</p>		
<p>A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
<p>A㉑ 66</p>	<p>A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○小中学生については、毎日帰園後に学習室等で、落ち着いて学習に取り組める環境づくりに努められています。また、希望する子どもには、家庭教師や通塾を活用するなど、子ども</p>		

<p>の学力や希望に応じた学習支援に努められています。</p> <p>○学力が低い子どもについては、子どもの状況に応じて職員が個別に学習指導の場が設けられています。</p> <p>○進学・就職にかかわらず、継続的に支援が必要と思われる子どもには、さまざまな社会資源（特定非営利活動法人、会社等）との連携を図り、スムーズに社会的自立が図れるように、技能訓練や社会性を身につけるための支援が行われています。</p>		
A② 67	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○進路を決める際には子どもの意向を最優先に、保護者等、学校、児童相談所と十分に協議を重ね、本人の意向が実現できるように努められています。</p> <p>○専門学校、短大、大学等に進学する際は、給付型の奨学金制度の情報を綿密に調査し子どもに説明されるとともに、保護者等、児童相談所にも十分に説明し了解を得たうえで手続きが行われています。</p> <p>○学力等に課題のある子どもについては、本人が選択している進路と不一致が著しい場合には、学校と十分に協議を重ねかつ協力を得ながら子どもが納得できるように説明が行われています。</p> <p>○学費等の調達が困難なケースについては、法人内の施設でのアルバイトを推奨し受け入れるなど、社会的経験の習得や経済的自立が図れるように配慮するとともに、保護者等や児童相談所に理解を求め、措置延長が円滑に行われるように努められています。</p>		
A② 68	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○実習先の確保が困難な場合には、法人内の施設でのアルバイトを推奨し受け入れるなど、社会的経験の習得や経済的自立が図れるように配慮されています。</p> <p>○福岡・筑豊地区自立体験セミナー合同研修会でのつながりや、NPO 法人との連携、自法人の自立援助ホームの機能を活かして、多様な支援態勢を整え、支援を必要とする子どもへの最適なマッチングを志向しながら、金銭管理や生活スキルが身につくように支援を行い、社会的自立につながられています。</p> <p>○協力事業主の開発に至っておらず、より多く職場実習の機会を確保し、職場実習の効果をより高めるために、協力事業主との連携を図る取組を望みます。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A② 69	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの家庭復帰を目標に保護者等が子どもの成長を共に喜び良好な関係を構築・維持する施設のスタンスを明示し、子どもと家族との継続的な関係づくりに積極的に取り組まれています。</p> <p>○保護者等に子どもの生活の様子や学校生活などに関心を寄せてもらうために、施設の行事や学校等の行事を施設内掲示や文書等で案内されています。また、面会の機会の少ない保護</p>		

者等には子どもへの理解をより深めてもらうために、子どもが施設内や学校等で作った作品などをおたより等と一緒に送られています。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

A⑤ 70	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
----------	---	---

<コメント>

○児童相談所には常に子どもや保護者等の状況や変化について報告するとともに、施設に情報が少ない保護者等について、児童相談所に対して積極的に情報の提供を求め情報の共有化が図られています。

○家庭復帰が間近と見込まれる子どもについては、家庭生活が円滑に送れるように一時的に子どもと保護者等が過ごすことができる施設の居室を活用した支援が行われています。

○親子関係の再構築にあたって、面会、外出、外泊を重ね、これまでの親子関係の整理を行うために児童相談所と協議し、適切な支援ができるよう取り組まれています。